

支 部 組 織 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)第 39 条の規定に基づき、本会の事業の組織的な運営を図り、本会の事業目的を達成するため、府下の地域を区分して支部組織を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(支部設置の区割)

第 2 条 支部設置の区割は、会員の分布状況等を勘案して次のとおりとする。

(1) 北支部

大阪市北区・都島区・旭区、守口市、門真市

(2) 中央支部

大阪市中央区・城東区・鶴見区、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市

(3) 北大阪支部

大阪市淀川区・東淀川区・西淀川区、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、豊能郡

(4) 東大阪支部

大阪市天王寺区・東成区・生野区・阿倍野区・住吉区・住之江区・平野区・東住吉区、東大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、南河内郡

(5) 西大阪支部

大阪市西区・浪速区・西成区・大正区・港区・此花区・福島区

(6) 南大阪支部

堺市堺区・北区・中区・西区・南区・東区・美原区、高石市、泉大津市、大阪狭山市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡

(支部の事業)

第 3 条 支部の事業は、定款第 4 条に定める事業を具体的に推進するため、次のとおりとする。

(1) 警備業務の適正化に関する研修並びに調査研究

(2) 企業モラルの高揚

(3) 警備員のレベルアップ講習会の開催

(4) 経営者及び社員の講習会、研修会等の開催

(5) 地域における防犯、防災、その他事故防止活動への協力

(6) 理事会における決定事項の周知徹底

(7) 理事会と支部との連携強化

(8) 各専門委員会に対する意見具申

(9) 未加入会社に対する入会勧誘

(10) その他、支部会員相互の親睦に関する事項

(支部の会員)

第4条 各支部の会員は、第2条に規定するそれぞれの支部の区域内に所在する正会員をもって構成する。

(支部の役員)

第5条 各支部に次に掲げる役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監査員 1名
- (6) 相談役 若干名

(役員を選任)

第6条 支部の役員は、第9条に規定する支部総会において、支部毎に各支部の会員の中から選任する。ただし、本会の監事は、支部の役員(以下「支部役員」という。)を兼ねることはできない。

- 2 当該支部の役員に欠員が生じたとき、速やかにその後任を選任できるようにするため、支部総会において、補欠者の選任については支部役員会の全会一致で承認された者を補欠者とする旨の決議をすることができるものとする。
- 3 支部長は、前項により支部役員会において補欠者を全会一致により選任したときは、補欠者の選任について、支部会員に通知するものとする。
- 4 相談役は、役員選任規程第2条第1項第1号アで規定する当該支部の会員理事(以下「会員理事」という。)(支部長を除く。)並びに会員理事及び支部役員の実験者のうちから、支部役員会の互選により過半数が同意する者をもって充てる。
- 5 支部長は、当該支部から選任された会員理事(会長を除く。)のうちから選任する。
- 6 副支部長は、幹事のうちから支部役員会の同意を得て、支部長が選任する。
- 7 専門委員会及び特別委員会の支部推薦委員は、当該支部の副支部長及び幹事のうちから支部役員会の同意を得て、支部長が選任する。

(役員任期)

第7条 支部役員任期は、定款第26条第1項に規定する役員任期の期間とし、再任することができる。ただし、任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 支部役員は、任期終了後も後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員任務)

- 第 8 条 支部役員は、支部における事業計画の策定及び審議等にあたるものとする。
- 2 支部長は、支部を代表し業務を統括する。
 - 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は支部長が欠けたときは、あらかじめ支部総会において定めた代行順位によって、その職務を代行する。
 - 4 会計は、支部の活動経費の執行に関する事務を行う。
 - 5 監査員は、支部役員会の職務及び支部活動経費の執行の監査を行う。
 - 6 相談役は、支部長の諮問に応ずるものとする。

(支部総会及び支部役員会)

- 第 9 条 支部の目的を達成するため、支部総会及び支部役員会を開催する。
- 2 支部総会は、毎年年度の始期に開催するほか、必要により支部役員会の同意を得て臨時に支部長が召集する。
 - 3 支部役員会は、必要により支部長が召集する。
 - 4 支部総会及び支部役員会の議長は、支部長がこれに当たる。

(決議)

- 第 10 条 支部総会の決議は、支部会員の過半数が出席し、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 支部役員会の決議は、支部役員の過半数が出席し、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 やむを得ない理由により支部総会に出席できない場合は、書面をもって議決権を行使することができる。
 - 4 前項の規定により行使した議決権の数は、出席会員とみなし、議決数に算入する。

(事業計画及び予算)

- 第 11 条 支部の事業計画書及びこれに伴う収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、支部総会の議決を経て、会長に報告するものとする。

(経費の支出)

- 第 12 条 支部の活動経費は、本会助成金をもって支弁する。
- 2 事業の実施結果及び活動経費の収支決算については、監査員の監査を受けた後、支部総会の承認を得て、当該事業年度終了後速やかに、会長に報告するものとする。

(事業年度)

- 第 13 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(支部の事務所)

- 第 14 条 支部の事務所は、支部長の事業所内に置くものとする。

(支部の職員)

第 15 条 支部の事務処理は、支部役員が直接これに当たり、特に職員は採用しないものとする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 2 年 2 月 28 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
この規程を実施する際に、すでに、専門委員会及び特別委員会の委員であった者については、任期満了までその職務を行う。
- 7 この規程の一部を改正し、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成 17 年 12 月 9 日から実施する。
- 9 この規程の一部を改正し、平成 18 年 12 月 8 日から実施する。
- 10 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 11 この規程の一部を改正し、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。
- 12 この規程の一部を改正し、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。